

令和3年度法定代理受領通知（実績額）について

平成27年4月1日から「子ども・子育て支援新制度」が施行され、「施設型給付」という財政支援の制度が創設されました。この「施設型給付」は、確実に教育・保育に要する費用に充てるため、保護者に対する直接的な給付ではなく、市から教育・保育施設（本園）に対して直接支払いが行われています。この仕組みを「法定代理受領」といいます。

「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」（平成26年内閣府令第39号）第14条第1項（第50条において準用する場合を含む）により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費の額について、支給認定保護者に通知することとされているため、この度、別紙のとおり「令和3年度の実績」をお知らせいたします。

※このお知らせはあくまで実績を報告するものであり、これにより、保護者の皆様への追加の給付や利用者負担の支払いが発生するものではありません。